

## 議事録第12号

## ソ連共産党中央委員会政治局チェルノブイリ原発事故対策特別作業班会議

1986年5月12日

出席者：

ソ連共産党中央委員会政治局員

同志 ルィシコフ N. I.  
リガチョフ E. K.  
ヴォロトニコフ V. I.  
チェブリコフ V. M.

ソ連共産党中央委員会政治局員候補

同志 ドルギフ V. I.

ソ連内務相

同志 グラソフ A. V.

会議招致出席者：

ソ連閣僚会議第1副議長 [第1副首相]

同志 ムラホフスキー V. S.

ソ連閣僚会議副議長 [副首相]

同志 バタリン Yu. P.  
シチェルピナ B. E.

ウクライナ・ソビエト社会主義共和国

閣僚会議議長 [首相]

同志 リヤシコ A. P.

ベロルシア [白ロシア] ソビエト社会主義共和国

閣僚会議議長 [首相]

同志 コヴァリョフ M. V.

ソ連科学アカデミー総裁

同志 アレクサンドロフ A. P.

国防省第1次官

同志 アフロメエフ S. F.

ソ連外務省第1次官

同志 コヴァリョフ A. G.

ソ連保健省第1次官

同志 シチェーピン O. P.

国家水文気象委員会第1副委員長 [第1副議長]

同志 セドゥノフ Yu. S.

ソ連電力エネルギー省次官

同志 セミョノフ A. N.

ソ連電力エネルギー省全ソ生産公団

「ソユザアトムエネルゴ」理事長

同志 ヴェレテンニコフ G. A.

ソ連共産党中央委員会重工業・エネルギー産業部長

同志 ヤストレボフ I. P.

ソ連共産党中央委員会重工業・エネルギー産業部次長

同志 フロルィシェフ V. M.

## 1. ソ連ヨーロッパ部の放射線状況について

放射線状況が若干改善したとのセドゥノフ同志の報告を了解。キエフの放射線レベルは、毎時0.29ミリレントゲンにまで低下。予測計算に従えば、キエフ貯水湖までのプリピャチ川、ドニエプル川水域で、これらの地域に強い雨が降る場合には、放射性ストロンチウム及びヨウ素が基準レベルを超える可能性がある。

セドゥノフ同志に対し、次回の当特別作業班定例会議での検討のため、大雨時のプリピャチ川及びドニエプル川水域の放射能汚染を防止するための提言を示すよう委任する。この課題を解決するのに必要な費用を見積もること。

セドゥノフ同志に対し、土壌、水、植生及び空気中の放射能汚染データのとりまとめや分析作業を拡大するため、関係省庁の特別専門機関を作業に参加させるための提言を1986年5月13日に提出するよう委任する。

## 2. 事故被災住民の医療について

この1昼夜間にベロルシアを中心として、新たに2703名が入院したとの、シチェーピン同志の報告を了解。一方、678人が退院。治療及び検査のため入院中の患者数は10198人で、うち345人に放射線障害の症状が認められる。また、そのうち35名が子どもである。事故時からこれまでに、2名が現場で、6名が収容先で死亡。現在、35名が重症。

被曝線量の許容限界を妊婦や子どもは年間10レントゲンにまで、その他市民は50レントゲンにまで引き上げることに、ソ連保健省が可能とみなしていることを指摘しておく。

ゴメリ州の放射線レベルが高いままになっていることに関連して、ソ連保健省(シチェーピン同志)は、州内の予防対策作業を強化する義務を負う。

R.ゲイル医師の記者会見を実施することは妥当との、ソ連保健省の提言に合意する。その実現化について、ソ連外務省(コヴァリョフ同志)及びソ連保健省(シチェーピン同志)に委任する。

IAEA及び世界保健機関[WHO]への放射線レベルのデータ引き渡しに関するソ連保健省の提言を考慮する。

## 3. ベロルシア・ソビエト社会主義共和国で講じられる、事故処理および市民の健康維持に関する措置について。

この問題に関するコヴァリョフ同志の報告を了解。

ベロルシア・ソビエト社会主義共和国閣僚会議(コヴァリョフ同志)、ソ連保健省(シチェーピン同志)、国家水文気象委員会(セドゥノフ同志)は、10レントゲンを超える放射線量を被曝した子どもや妊婦、乳児の母親を割り出し、避難させるための緊急措置を講じる義務を負う。この作業の実行のため、国家水文気象委員会は、ゴメリ州にコロスコフ同志を派遣する。

アフロメエフ同志に対し、任務を終えた国防省・軍医療局所属部隊のゴメリ州への配置転換実施を委任する。

コヴァリョフ、アフロメエフ両同志に対し、ベロルシア・ソビエト社会主義共和国の放射線量が高まった一連の地区で、道路と集落地点の除染作業を実施するとともに、その実現のために人的資源および物的・技術的資源を追加投入するよう委任する。講じられる措置については、1986年5月13日に当特別作業班へ報告される。

## 4. ウクライナ・ソビエト社会主義共和国で講じられる、事故処理および市民の健康維持に関する措置について

この問題に関するリャシコ同志の報告を了解。

シチェーピン同志に対し、キエフへ行き、イズラエリ同志および共和国諸機関の参加のもと、キエフとその近隣諸地区から子どもや妊婦、乳児の母親を避難させることの妥当性並びに手順について全面的に精査するよう委任する。その結果については、5月13日に当特別作業班へ報告される。

ウクライナ・ソビエト社会主義共和国閣僚会議(リャシコ同志)に対し、共和国内での増産による利潤をもとに、チェルノブイリ原発事故による工業および農業生産における損害を補償するための必

要な措置を講じるよう勧告する。

メシコフ、ペルヴィシン両同志に対し、放射線状況の監視を担当する各組織への供給のため、線量測定器および機材の増産に関する提言をとりまとめ、当特別作業班へ1986年5月13日に報告するよう委任する。

#### 5. 事故処理のためのチェルノブイリ原発における作業について

この問題に関するシラエフ同志の報告を了解。いくつかの方面では作業に遅れが生じていることを指摘する。

原子炉区画の下に冷却用基礎を設ける作業の遂行に対するシチャドフ同志の責任を定める。中規模機械製作省次官ウサノフ同志は、上記基礎を設ける作業を組織するため、至急チェルノブイリ原発に空路赴く義務を負う。

シラエフ同志は、原子炉基礎プレート下に冷却用パイプを敷設するとともに追加の基礎を設ける作業を加速することの特別の重要性に注意を向けること。

#### 6. 30キロメートルゾーンの除染作業の進行状況について

この問題に関するアフロメエフ同志の報告を了解。アフロメエフ同志に対し、実施される作業の計画について、1986年5月13日の当特別作業班会議で報告するよう委ねる。

#### 7. チェルノブイリ原発敷地内の放射線防護環境の整備について

この問題に関するヴェレテンニコフ同志の報告を了解。チェルノブイリ原発に直接隣接する区域での放射線防護環境の整備に関して、事故処理作業の従事者ならびに第1 - 第3号炉発電ユニットの状態を管理している人々の無用の被曝を招いているという、由々しい手落ちがあることを指摘する。

メシコフ同志は、ソ連電力エネルギー省提出によるリストに基いて、不足している線量測定器や機材を供給し、チェルノブイリ原発での作業を保障する義務を負う。

アフロメエフ同志に対し、発電所敷地内で作業に従事する人々の除染および更衣のための野戦保健所を設置する措置を講じるよう委任する。発電所屋内で同様の作業を実施することについて、ソ連電力エネルギー省（ヴェレテンニコフ同志）に委任する。

ウクライナ・ソビエト社会主義共和国閣僚会議（リャシコ同志）は、チェルノブイリ地区の浴場の一部を、チェルノブイリ原発で作業に従事する労働者の特別除染および放射性物質に汚染された衣類の洗濯を行う拠点に変える緊急措置を講じる義務を負う。

シラエフ、グラシモフ、リャシコ、マイオレツ、シチャーピンの各同志は、事故処理作業および停止中原子炉発電ユニットの安全確保作業にあたる人々の、無用な過剰被曝は容認できないとの点に注意を向けること。上記各同志は、発電所敷地内および発電所屋内においても、また労働者の休息所や宿泊所においても、しかるべき放射線防護環境を築くための完全な対策を講じる義務を負う。

#### 8. コメコン [ 経済相互援助会議 ] 諸国の医療衛生および獣医学関連部局代表者による実務会議の実施について

欧州社会主義諸国で生産された食品および製品の輸入に関するEEC [ ヨーロッパ経済共同体 ] 諸国の不当な措置への対応策を調整するため、上記の会議を実施することが妥当との、ムラホフスキー同志の提言に同意する。ソ連外務省との合意の上でこの会議を組織することについて、アントノフ、

ムラホフスキー、シチェーピン各同志に委任する。

9．政府委員会メンバーと西側諸国大使との会見について  
この問題に関するコヴァリョフ同志の提案を承認する。

10．チェルノブイリ原発への外国大使の訪問について  
外国大使グループのチェルノブイリ原発訪問を実施することは妥当と認める。

11．チェルノブイリ原発の事故処理作業実施に関する、ソ連共産党中央委員会およびソ連閣僚会議の  
決定について。

アフロメエフ同志に対し、上記決定の確認済み案を当特別作業班による審議のため、本年5月15  
日に提出するよう委任する。

12．刊行物向け次回政府定例発表について  
刊行物用発表テキストを承認。

ソ連閣僚会議総務局 総務課 2 印  
N．ルィシコフ